

野鳥における鳥インフルエンザ対応について

○目的

高病原性鳥インフルエンザウイルスによる感染鳥類を早期発見・早期把握し、野鳥をはじめ家きんへの感染拡大を防止する。また野鳥の接し方等の適切な情報提供により、社会的不安を解消する。

○対応の概要

情報収集・監視：野鳥の生息状況や、異常死の情報等を収集する。

死亡野鳥等調査：死亡野鳥の種類と羽数に応じ、ウイルス保有状況を調査する。

野鳥監視重点区域における調査：高病原性鳥インフルエンザ陽性が確定した際、発生地周辺の状況調査を行う。

緊急調査：状況調査の結果、野鳥の大量死等の異常が確認される等、環境省が必要と判断し緊急に専門家チームを派遣して実施する調査。異常がなければ実施はしない。

発生地対応：陽性となった場合、住民や市町村への情報提供を行う。

○「情報収集・監視」「死亡野鳥等調査」について

・対応レベル及び検査優先種の設定（環境省マニュアルP5～）

高病原性鳥インフルエンザの発生状況により、環境省が対応レベルを設定。

高病原性鳥インフルエンザウイルス（遺伝子を含む）が検出された場合、最後の感染確認個体の回収日の次の日を1日目として28日目の24時に対応レベルを引き下げる。また、同様に野鳥監視重点区域についても、以下を1日目として28日目の24時に解除する。

*野鳥及び飼養鳥の場合は回収日の次の日

表 I-1 発生状況に応じた対応レベルの概要

対象地 発生状況	全国	発生地周辺(発生地から半径10km 以内)
通常時	対応レベル1	指定なし
国内単一箇所発生時	対応レベル2	野鳥監視重点区域に指定
国内複数箇所発生時	対応レベル3	
近隣国発生時等	対応レベル2または3	必要に応じて適切な場所に野鳥監 視重点区域を指定

I-2 対応レベルの実施内容

対応レベル等	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥調査）			
		検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種
対応レベル1	情報収集監視	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
対応レベル2	監視強化	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上
対応レベル3	監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
野鳥監視重点区域	監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上

- 同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする。）で数日間（おおむね3日間程度）に発見された死亡個体や衰弱個体の合計羽数が表の羽数に該当した場合を基本として、ウイルス保有状況の調査を実施する。ただし死亡原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。

- 見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり、具体的数値を示すのは困難であるので、現場の状況に即して判断して差し支えない。
- すべての種において、重度の神経症状がみられるなど、感染が強く疑われる場合には1羽でも検査を実施する。特に野鳥監視重点区域では、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査を実施する。

○早期警戒期間

渡り鳥の飛来初期に高病原性鳥インフルエンザウイルスを早期に発見する観点で、毎年9月～10月を「早期警戒期間」として、死亡野鳥等調査を強化する。具体的には、早期警戒期間中は、対応レベル3相当として、検査優先種1と2については、1羽から、検査優先種3は3羽から、その他の種は5羽以上の死亡個体の検査を基本とする。都道府県は、過去の発生状況やそれぞれの検査体制等を踏まえて実施して差し支えない。

ただし、全国の対応レベルは国内の発生状況に応じて別途決定することとし、早期警戒期間終了後は、対応レベルに応じた対応とする。

表 I-3 早期警戒期間中の調査実施内容

鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥調査）			
	検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種
情報収集 監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上

- 早期警戒期間は毎年9月から10月末までとする。当該期間終了後は、対応レベルに応じた対応に移行する。

表 I-4 検査優先種

(11目 14科)

検査優先種1 (19種)		
カモ目カモ科	ツル目ツル科	主に早期発見を目的とする。
ヒシクイ	マナヅル	高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5 亜型) に感受性が高く、
マガン	ナベヅル	死亡野鳥等調査で検出しやすい
シジュウカラガン	チドリ目カモメ科	と考えられる種。
コクチョウ*	ユリカモメ	
コブハクチョウ*	タカ目タカ科	死亡野鳥等調査で、平成22年度
コハクチョウ	オジロワシ	以降の発生時を合わせた感染確
オオハクチョウ	オオタカ	認率が5%以上であった種
オシドリ	ノスリ	
ヒドリガモ	ハヤブサ目ハヤブサ科	
キンクロハジロ	ハヤブサ	
カイツブリ目カイツブリ科	重度の神経症状**が観察され	
カイツブリ	た水鳥類	
カンムリカイツブリ		
検査優先種2 (8種)		
カモ目カモ科	タカ目タカ科	さらに発見の可能性を高めるこ
マガモ	オオワシ	とを目的とする。
オナガガモ	クマタカ	過去に日本、韓国等において死亡
トモエガモ	フクロウ目フクロウ科	野鳥で感染確認のある種を含め
ホシハジロ	フクロウ	る。
スズガモ		

検査優先種 3

カモ目カモ科	チドリ目カモメ科	感染の広がりを把握することを目的とする。
カルガモ、コガモ等 (検査優先種 1、2 以外全種)	ウミネコ、セグロカモメ等 (検査優先種 1 以外全種)	水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、コウノトリ、クロツラヘラサギ、検査優先種 1 あるいは 2 に含まれないカモ科、カイツブリ科、ツル科、カモメ科の種を、また鳥類を捕食する種として検査優先種 1 あるいは 2 に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を、死亡野鳥を採食するハシブトガラス及びハシボソガラスを対象とした。
カツオドリ目ウ科	ミサゴ	
カワウ	タカ目タカ科	
ペリカン目サギ科	トビ等 (検査優先種 1、2 以外全種)	
アオサギ	フクロウ目フクロウ科	
ペリカン目トキ科	コミミズク等 (検査優先種 2 以外全種)	
クロツラヘラサギ	ハヤブサ目ハヤブサ科	
ツル目ツル科	チョウゲンボウ等 (検査優先種 1 以外全種)	
タンチョウ等 (検査優先種 1 以外全種)	スズメ目カラス科	
ツル目クイナ科	ハシボソガラス	
オオバン	ハシブトガラス	

その他の種

上記以外の鳥種すべて。

猛禽類及びハシブトガラス、ハシボソガラス以外の陸鳥類については、国内での感染が確認されておらず、海外でも感染例は多くないことから、その他の種とする。

野鳥監視重点区域においては、3 羽以上の死亡がみられた場合の他、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には 1 羽でも検査対象とする。

※ゴシックは、県内で一般的に観察できる種

* 外来種。

** 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態 (p.113 図 IV-4 参照) で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。

※検査優先種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。都道府県等は、この検査優先種を基本として地域の事情に合わせ独自の選定により適切な対応をすることを妨げない。

※検査優先種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、海外や近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。

※国内希少野生動植物種については、検査優先種か否かにかかわらず、その希少性を踏まえ、感染が疑われる状況があった場合には、できる限り 1 羽から検査を実施する。